

北朝鮮による日本人拉致問題の早急な解決を求める意見書

北朝鮮は、昨年9月に5回目の核実験を強行し、我が国の排他的経済水域等に繰り返し弾道ミサイルを発射している。そのような行為は国連安全保障理事会決議の明白な違反であり、我が国と北東アジア地域の平和と安定を脅かす暴挙は断じて容認することはできない。

加えて、北朝鮮は今も拉致した多数の日本国民を不法に抑留し続けている。数十年も自由を奪われている被害者本人と帰国を待つ家族の忍耐はもはや限界を超えており、重大な人権と主権の侵害である。

我が国政府は、全ての被害者の安全確保と早急な帰国を最重要課題であるとしていることから、累次の弾道ミサイル発射等の挑発行為がある現時点でも、政府はあらゆる方策を講じて拉致被害者を取り戻す努力を続け、全員の早急な帰国を実現させなければならない。

よって、国会並びに政府におかれては、北朝鮮との窓口を堅持しつつ、関係各国との緊密な連携及び国連を中心とする多国間の協議等を踏まえながら、対話と圧力、行動対行動の原則を貫き、あらゆる手段を講じて日本人拉致問題の完全解決のため全力で取り組むよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年7月14日

沖 縄 県 議 会

衆 議 院 議 長	}	宛て
参 議 院 議 長		
内 閣 総 理 大 臣		
総 務 大 臣		
外 務 大 臣		
内 閣 官 房 長 官		
拉 致 問 題 担 当 大 臣		